

# 令和6年度 第1回松戸市福祉有償運送運営協議会

日時 令和6年12月10日（火）10:00～

場所 新館7階大会議室

## ★ 配布資料2 ★

### 目次

1	松戸市における福祉有償運送必要性に関する資料概要	P 1
2	松戸市全体の人口推移と推計	P 2
3	要介護・要支援認定者数の推移	P 3
4	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数	P 4
5	認知症高齢者数の現況と推計	P 5
6	松戸市内タクシー事業者及びその保有車両台数一覧	P 6
7	福祉有償運送 運送対象要件（道路運送法施行規則第四十九条）	P 7

松戸市 福祉長寿部 福祉政策課 地域福祉担当室

（松戸市福祉有償運送運営協議会事務局）

## 資料 松戸市における福祉有償運送事業の必要性

### 1 松戸市全体の人口推移・推計

本資料からは、本市の総人口に対する高齢者の割合が確認でき、将来推計においては上昇傾向が一層強まるとされています。高齢化率の上昇傾向と、年齢による身体の不調を考慮すると、今後移動制約者の数は増加することが考えられ、福祉有償運送による移動手段の確保が必要と考えられます。

### 2 松戸市の要支援・要介護認定者の推移

本資料からは、身体障害、その他障害に繋がrierる要支援・要介護者の推移を表したグラフになります。グラフからわかるとおり、認定者の数は右肩上がりとなっており、福祉有償運送の対象者が増加に関係しているものと考えられます。

### 3 松戸市身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者数の推移

本資料からは身体障害に限らず、バス・タクシー等の公共交通機関に乗車できない方を広くとらえた場合の参考資料になります。療育手帳所持者数・精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しております。バス・タクシー等の公共交通機関に乗車できないという状況は、様々な障害に起因するかと考えられ福祉有償運送の必要性が高まることが考えられます。

### 4 松戸市の事業対象者の推移と推計

本資料は、「2 松戸市の要支援・要介護認定者の推移」に該当しないが、支援を必要としている方の数になります。要支援・要介護者認定者数の増加に対し、過去3年間の実績値は減少しています。しかし、今後高齢化率の上昇に伴い将来的には増加すると見込まれています。この事業対象者は道路運送法施行規則第四十九条第二項へに掲載されているとおり、福祉有償運送の対象となり得る方々であるため、将来福祉有償運送の必要性の高まりに繋がると考えられます。

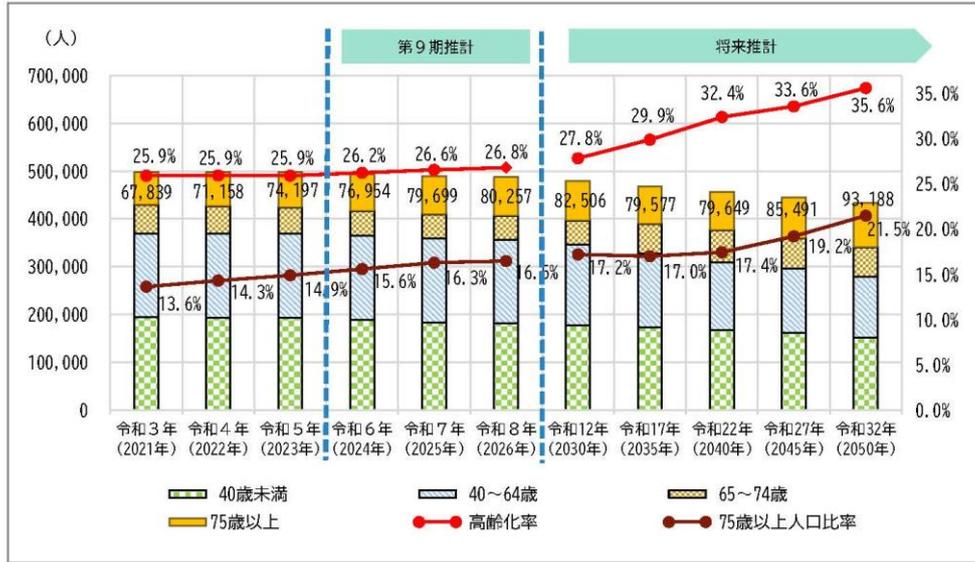
### 5 松戸市の認知症高齢者数の現況と推計

本資料は、「4 松戸市の事業対象者の推移と推計」のさらに補足資料となります。判断能力の低下により公共交通機関が利用できないケースを想定した数になりますので、併せてご確認ください。

いきいき安心プランⅧまつど（令和6年3月）から抜粋

第2章 松戸市の高齢者を取りまく状況

松戸市全体の人口推計・人口構成



介護保険事業計画 年齢	第8期						第9期					将来推計				
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
総人口 (人)	497,614	497,411	497,993	493,594	489,208	487,268	479,507	468,018	456,514	444,941	433,662	479,507	468,018	456,514	444,941	433,662
40歳未満 (人)	194,803	193,288	192,794	188,031	183,286	182,129	177,484	172,361	166,917	160,656	150,902	177,484	172,361	166,917	160,656	150,902
40~64歳 (人)	173,795	175,129	176,141	176,065	175,990	174,498	168,531	155,711	141,717	134,856	128,327	168,531	155,711	141,717	134,856	128,327
65歳以上 (人)	129,016	128,994	129,058	129,498	129,932	130,641	133,492	139,946	147,880	149,429	154,433	133,492	139,946	147,880	149,429	154,433
65~74歳 (人)	61,177	57,836	54,861	52,544	50,233	50,384	50,986	60,369	68,231	63,938	61,245	50,986	60,369	68,231	63,938	61,245
75歳以上 (人)	67,839	71,158	74,197	76,954	79,699	80,257	82,506	79,577	79,649	85,491	93,188	82,506	79,577	79,649	85,491	93,188
85歳以上 (人)	19,498	20,943	22,017	23,276	24,528	25,892	31,360	37,563	36,264	33,743	31,440	31,360	37,563	36,264	33,743	31,440
高齢化率	25.9%	25.9%	25.9%	26.2%	26.6%	26.8%	27.8%	29.9%	32.4%	33.6%	35.6%	27.8%	29.9%	32.4%	33.6%	35.6%
65~74歳人口比率	12.3%	11.6%	11.0%	10.6%	10.3%	10.3%	10.6%	12.9%	14.9%	14.4%	14.1%	10.6%	12.9%	14.9%	14.4%	14.1%
75歳以上人口比率	13.6%	14.3%	14.9%	15.6%	16.3%	16.5%	17.2%	17.0%	17.4%	19.2%	21.5%	17.2%	17.0%	17.4%	19.2%	21.5%
85歳以上人口比率	3.9%	4.2%	4.4%	4.7%	5.0%	5.3%	6.5%	8.0%	7.9%	7.6%	7.2%	6.5%	8.0%	7.9%	7.6%	7.2%

※各年10月1日現在

※令和3年～令和5年は住民基本台帳人口の実績

※令和6年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成30年）を基に年齢階層ごとの構成比率が比例的に変動するものとして算出し、住民基本台帳人口に置換えて推計

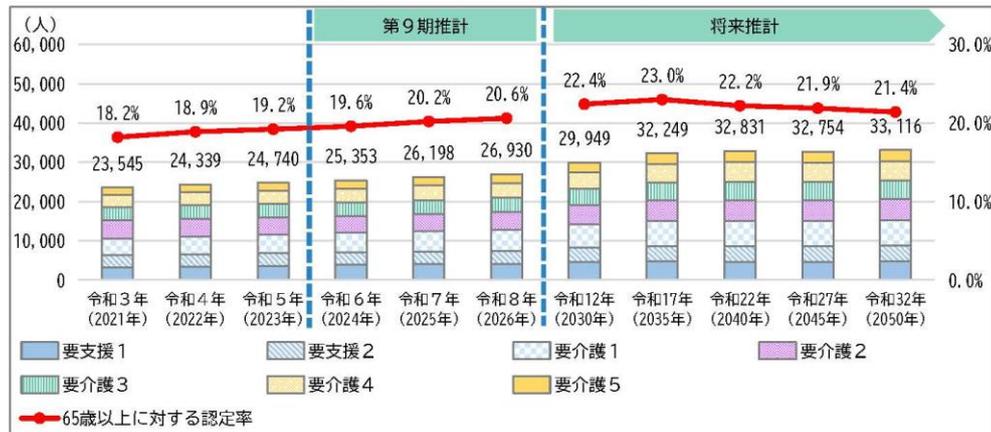
第2章 松戸市の高齢者を取りまく状況

第3節 要介護・要支援者数の推移と推計

第1節の人口推計や厚生労働省の『地域包括ケア「見える化」システム』等を用いて、要介護者・要支援者の現況と将来推計をまとめると、以下の表のとおりとなります。

65歳以上人口に対する要介護・要支援認定率は、令和5年度は19.2%ですが、介護の必要性が高まる75歳以上人口の増加に伴い上昇し、令和17年度で23.0%とピークを迎え、令和22年度には若干下がり22.2%と推計されます。一方、要介護者・要支援者の総数は、令和5年度は24,740人となっていますが、令和12年度には29,949人、令和22年度には32,831人になる等、増加傾向が続くと推計されます。

要介護者・要支援者の現況と将来推計



介護保険事業計画	第8期						第9期					将来推計					
	年度	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
要介護度																	
要介護者・要支援者総数(人)		23,545	24,339	24,740	25,353	26,198	26,930	29,949	32,249	32,831	32,754	33,116	29,949	32,249	32,831	32,754	33,116
65歳以上に対する認定率		18.2%	18.9%	19.2%	19.6%	20.2%	20.6%	22.4%	23.0%	22.2%	21.9%	21.4%	22.4%	23.0%	22.2%	21.9%	21.4%
要支援1(人)		3,199	3,442	3,585	3,827	4,000	4,115	4,523	4,711	4,612	4,648	4,751	4,523	4,711	4,612	4,648	4,751
要支援2(人)		3,087	3,107	3,233	3,227	3,280	3,334	3,652	3,879	3,925	3,944	4,018	3,652	3,879	3,925	3,944	4,018
要介護1(人)		4,271	4,564	4,722	4,998	5,194	5,355	6,002	6,453	6,447	6,418	6,474	6,002	6,453	6,447	6,418	6,474
要介護2(人)		4,591	4,459	4,410	4,224	4,316	4,440	4,926	5,282	5,355	5,350	5,424	4,926	5,282	5,355	5,350	5,424
要介護3(人)		3,470	3,527	3,465	3,479	3,575	3,661	4,097	4,495	4,694	4,657	4,677	4,097	4,495	4,694	4,657	4,677
要介護4(人)		3,021	3,248	3,311	3,523	3,703	3,831	4,308	4,732	4,941	4,909	4,936	4,308	4,732	4,941	4,909	4,936
要介護5(人)		1,906	1,992	2,014	2,075	2,130	2,194	2,441	2,697	2,857	2,828	2,836	2,441	2,697	2,857	2,828	2,836

※各年10月1日時点

※令和3年～令和5年は実績（介護保険事業報告のデータ）

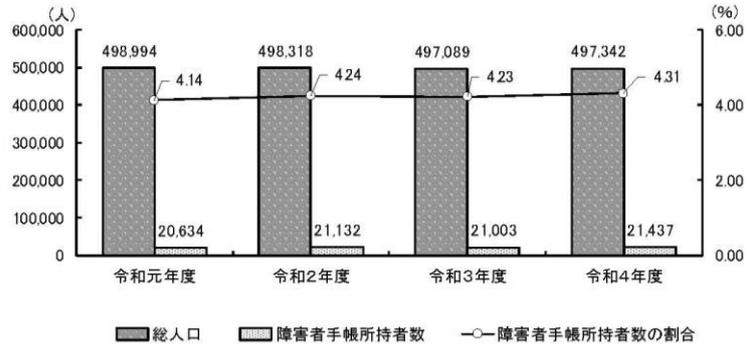
※令和6年度以降は、厚生労働省の『地域包括ケア「見える化」システム』により推計

## まつど3つのあいプラン（令和6年3月）から抜粋

### 1 人口、障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数は令和元年度から増減を繰り返し、令和4年度では21,437人となっています。また、令和4年度における総人口に対する障害者手帳所持者数の割合は、令和元年度から0.17ポイント増の4.31%となっています。

人口、障害者手帳所持者数の推移



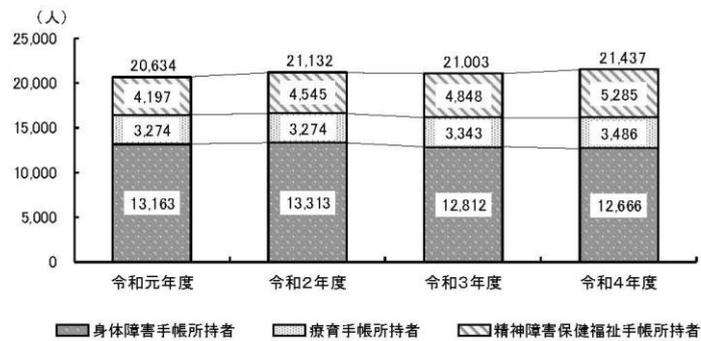
資料：人口は住民基本台帳（各年度3月末現在）  
障害者手帳所持者数は庁内資料（各年度3月末現在）

### 2 障害のある人・子どもの現状

#### (1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別では、身体障害者手帳の所持者数は令和2年度以降から減少傾向にあり、令和4年度で12,666人となっています。一方で、療育\*手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、3,486人、5,285人となっています。

障害者手帳別の所持者数の推移



資料：庁内資料（各年度3月末現在）

# 松戸市の認知症高齢者数の現況と推計

いきいき安心プランⅧまっど（令和6年3月）から抜粋

## 第2章 松戸市の高齢者を取りまく状況

### 第5節 事業対象者の推移と推計

平成27年から開始した介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者<sup>※</sup>の現況と将来推計をまとめると、次の表のとおりとなります。

令和3年に755人、令和5年は543人となっており、短期的には減少傾向にありますが、今後の高齢化の進展に伴って将来的には増加すると見込まれております。

介護予防・日常生活支援総合事業は生活機能の維持改善を図り要介護状態となることを予防し、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくための事業であることから、より一層制度の周知を図り、必要に応じた適切な利用を推進します。

事業対象者数の現況と将来推計一覧表

(単位：人)

介護保険事業計画 年	第8期						第9期				
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
全体	755	618	543	593	620	648	696	758	828	883	959
65～69歳	19	13	9	10	10	11	12	13	14	15	16
70～74歳	67	55	38	41	43	45	49	53	58	62	67
75～79歳	134	103	95	104	108	113	122	133	145	154	168
80～84歳	211	181	162	177	185	193	208	226	247	263	286
85～89歳	237	194	173	189	198	206	222	241	264	281	306
90歳以上	87	72	66	72	75	79	85	92	101	107	117
男	238	202	174	190	199	208	223	243	265	283	307
65～74歳	35	29	22	24	25	26	28	31	34	36	39
75歳以上	203	173	152	166	174	181	195	212	232	247	268
女	517	416	369	403	421	440	473	515	563	600	652
65～74歳	51	39	25	27	29	30	32	35	38	41	44
75歳以上	466	377	344	376	393	411	441	480	525	559	608

※令和5年までは実績値（各年10月1日）

※令和6年以降は人口推計を基に令和5年度からの変化率により男女別・年齢区分別に算出、さらに介護予防・日常生活支援総合事業の見込を基に算出した事業対象者の増加数を加え推計値とした

※四捨五入を行っているため、年代・性別の合計と全体の合計は必ずしも一致しない

■松戸市内タクシー事業者の総車両数とUDタクシー保有台数

(R6年3月末現在)

No.	社名		総車両数		その他
				内UD	
1	法人	京成タクシー松戸東(株)	81	44	
2	法人	京成タクシー松戸西(株)	69	65	
3	法人	マツドタクシー(株)イースタン	92	0	
4	法人	(株)櫛山交通	79	0	
5	法人	(株)ダブリュータクシー	41	15	
6	法人	小金タクシー(有)	29	6	
7	法人	花嶋タクシー(有)			R5.4.4事業廃止
8	法人	(有)石原タクシー			R5.4.4事業廃止
9	法人	(有)マイスター	8	0	
10	法人	(有)東葛運転代行社	21	0	
11	個人	東葛個人タクシー協同組合	26	0	
12	個人	久保田タクシー	1	0	
		計	447	130	29.08%

※UD：ユニバーサルデザイン

# 昭和二十六年運輸省令第七十五号 道路運送法施行規則

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）及び道路運送法施行法（昭和二十六年法律第百八十四号）に基き、並びにこれらの法律を実施するため、道路運送法施行規則を次のように定める。

## 第四章 自家用自動車の使用

### （自家用有償旅客運送）

**第四十九条** 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。

- 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送（以下「交通空白地有償運送」という。）
- 二 乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十五の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
  - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
  - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条に規定する精神障害者
  - 八 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者
  - 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
  - ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
  - へ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
  - ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者